

長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針

1 今後の農業の基本的な方向

長野県の農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農畜産物の総合的な供給産地としての役割を果たすとともに、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、地域の基幹産業として発展してきました。

しかし、本県の農業就業人口は平成27年(2015年)までの直近10年間で37%減少するとともに、農業就業人口に占める65歳以上の割合が、平成27年(2015年)現在69.5%と全国平均の63.5%を6ポイント上回るなど、引き続き高齢化や離農、経営規模の縮小が進行している状況です。

このような中、本県農業の持続的な発展に向け、認定農業者など戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、これらの経営体が、農地中間管理事業の活用などにより農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築をめざします。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

<p>主たる従事者1人あたり 年間所得目標：530万円 年間労働時間：2,000時間</p>
--

個別経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者(補助的従事者)1~2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせ、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者全員が1人あたりの所得目標の実現を目指すものとします。

¹ 中核的経営体：第3期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者)、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条第4項の規定による青年等就業計画の認定を受けた者)

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成

長野県の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本県農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築をめざします。

そのため、地域における徹底的な話し合いによる実効性のある「人・農地プラン」の策定を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

また、本県農業を先導し、全国からもその経営が注目されるトップランナー²を育成・支援します。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材（働き手）の確保・育成に向けた取組を産地と一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：250万円 年間労働時間：2,000時間

² トップランナー：第3期長野県食と農業農村振興計画において本県農業を主導する農業経営体として位置付けた、明確な経営理念と目標を掲げ、雇用労力の活用等により企業的な経営を展開する所得概ね1千万円（品目により異なるが販売額3千万円程度）以上の経営体（家族経営体、組織経営体）

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 250 名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT 技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進めます。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

(2) 地域農業のあり方

中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指す一方で、農業生産を担う基幹的農業従事者が減少する中、地域ぐるみで相互に支え合う集落営農組織の育成を図るなど、地域の営農の継続に向けた体制づくりも進める必要があります。

集落営農組織については、地域の特性を生かした作物の導入や農産加工、直売の取組などによる経営の複合化や多角化により所得の確保を目指すとともに、法人化による組織経営体への発展を促進し、安定的な人材の確保などによる経営の継続を図ります。

特に担い手が不足している地域等では、市町村や地域農業者と連携し、地域の実情に応じた農地の有効利用や地域の農業振興に資する企業の農業参入を支援します。

また、人生100年時代と言う声も聞かれる中で、定年退職者等の就農を支援し、多様な農業者を確保するとともに、農業者の高齢化等によりリスクが高まる農作業事故の発生防止に努めます。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、トップランナーへの育成を推進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+大豆	50ha	水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha	6.0	0.0	5,300	34,000	
2	水稲+小麦+大豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	5,300	11,500	
3	水稲+小麦+そば	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、そば 8ha	2.0	0.0	5,300	11,300	
4	水稲+小麦+大豆+作業受託	11ha	水稲 6.3ha、小麦 4.2ha、大豆 4.2ha、作業受託 22ha	1.0	1.0	5,300	8,000	
5	水稲+小麦+そば+作業受託	12ha	水稲 7.2ha、小麦 4.8ha、そば 4.8ha、作業受託 20ha	1.0	1.0	5,300	8,200	
6	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイト 40、秋映 30、リップ 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(普)普通樹 (新)新わい化
7	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(新)新わい化
8	りんご+なし	200a	(普)ふじ 60、(新)ゴールド 50、スイト 20、幸水 30、南水 40	1.0	1.5	5,300	10,200	(普)普通樹 (新)新わい化
9	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ 80、ゴールド 80、パープル 20、巨峰(露地) 40	1.0	1.5	5,300	11,900	(新)新わい化
10	ぶどう	100a	マスカット(露地) 50、(加温) 20、無核巨峰 20、パープル 10	1.0	1.5	5,300	10,300	(新)新わい化
11	りんご+なし+干し柿	180a	(新)ふじ 40、ゴールド 40、豊水 30、南水 40、市田柿 30	1.0	1.5	5,300	10,500	(新)新わい化
12	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス 300、ハクサイ 150、キャベツ 40、ブロッコリー 50	1.0	1.5	5,300	9,300	
13	セルリー	250a	セルリー 250 (半促成・無加温)	1.0	1.5	5,300	9,300	
14	すいか+ながいも+ねぎ	340a	すいか 200、ながいも 70、ねぎ 70	2.0	1.0	5,300	10,200	
15	きゅうり	70a	半促成 30、夏秋 40	1.0	1.5	5,300	9,500	
16	いちご(半促成)	40a	半促成(高設) 40	1.0	2.0	5,300	8,700	
17	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	1.0	1.5	5,300	9,400	
18	カーネーション	50a	カーネーション 50	1.0	1.5	5,300	9,800	
19	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 30	1.0	2.0	5,300	11,200	
20	アルストロメリア	60a	アルストロメリア 60	1.0	1.5	5,300	9,400	
21	キク	120a	キク(施設) 80、(露地) 40	2.0	1.0	5,300	12,700	
22	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地) 70、コギク(露地) 40	1.0	2.0	5,300	9,500	
23	えのきたけ	—	えのきたけ 60 万本×6 回転	1.0	2.0	5,300	12,800	
24	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ 20 万本×3 回転	1.0	2.0	5,300	9,200	
25	酪農	—	経産牛 50 頭、育成牛 24 頭	1.0	2.0	5,300	12,000	

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
26	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時200頭	1.0	1.0	5,300	9,000	
27	養豚一貫	—	母豚120頭	1.0	2.0	5,300	10,700	
28	地鶏	—	常時飼育450羽	1.0	0.0	1,000	1,000	
29	りんご	130a	(新)ふじ50、リップ40、シナスイト40	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
30	りんご+ぶどう	130a	パープル(露地)30、(新)シナスイト50、(新)ふじ50	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
31	りんご+なし	110a	(新)ふじ20、シナスイト40、豊水20、南水30	1.0	0.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
32	干し柿+りんご	100a	市田柿60、(新)シナスイト40	1.0	0.5	3,500	4,500	中山間等条件不利地域
33	トマト複合	80a	トマト(半促成)30、キュウリ(露地)30、ホウレンソウ20	1.0	1.0	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
34	アスパラガス複合	750a	水稲7ha、アスパラガス50	1.0	1.5	3,500	5,700	中山間等条件不利地域
35	カーネーション	30a	カーネーション30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
36	キク	70a	キク(施設)40、(露地)30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
37	リンドウ+コギク	65	リンドウ(露地)35、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,500	4,500	中山間等条件不利地域
38	えのきたけ複合	120a	えのきたけ4万本×6回転、アスパラガス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	2,100	中山間等条件不利地域
39	集落営農(オペレータ型)	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,300	51,900	
40	集落営農(集落ぐるみ型)(125戸)	50ha	水稲30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
41	集落営農(集落ぐるみ型)(50戸)	20ha	水稲12ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
42	集落営農(集落ぐるみ型)(25戸)	10ha	水稲6ha、そば3ha、アスパラガス1ha	1戸(40a)当たり平均所得:314千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				中山間等条件不利地域

○ 生産方式

区分	方針
米	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナリリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「ブドウ長果11」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進 ・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
もも	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
レタス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> ・標高差を活かしたリレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の確保・育成 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成

区 分	方 針
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進
キク	<ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けバック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
カーネーション	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	<ul style="list-style-type: none"> ・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
シクラメン	<ul style="list-style-type: none"> ・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
えのきたけ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのご経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
ぶなしめじ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのご経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性別別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底 ・ヒナの育成管理の徹底による信州黄金シャモの安定生産の推進 ・飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進

農業関連事業部門の展開方向例	N0	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設 1 棟	2,000千円程度	
	2	漬物共同加工経営	野菜、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟		施設直売と産地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

環境保全型農業への取組事例	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
	水稲+小麦+大豆	15ha	水稲9ha、小麦6ha、大豆6ha	1.0	1.5	5,300	9,400	
野菜類複合	3ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	5,300	9,000		

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

経営類型の補完品目		品 目	前 提 条 件	年間所得(千円)	備 考	
	夏 季		ハウレンソウ	作型:雨よけ 播種期:7月上旬~8月上旬 収穫期:8月上旬~9月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.5	729	20aを4回に分けて(7/上~8/上)は種。
			アスパラガス	作型:露地長期取り 収穫期:4月下旬~10月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,855	
			ネギ	作型:早春蒔き(ハウス育苗) 播種期:2月上旬~3月中旬 収穫期:9月上旬~12月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,257	
			ジュース用トマト	作型:露地 播種期:5月上旬 収穫期:8月上旬~9月中旬 栽培面積:30a 労働力:2.0	481	
	冬 季		ハウレンソウ	作型:ハウス 播種期:12月上旬~2月上旬 収穫期:1月下旬~4月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.0	534	20aを8回に分けて(12/上~2/上)は種。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの本県における青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上を目指すものとします。

2 農業経営指標（新規就農計画）

（単位：a、人、千円）

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+野菜（ミニトマト+ズッキーニ）	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	水稲+野菜（アスパラガス+ジュース用トマト）	380a	水稲 300a、アスパラガス（半促・長期）40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	水稲+果樹（干し柿）	300a	水稲 260a、市田柿 40a	1.0	1.0	2,500	3,100	
4	果樹（りんご専作）	100a	シナリップ 30a、シナスイト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
5	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、ガムナール 10a、シャインマスカット 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	果樹複合（りんご+ぶどう）	60a	シナスイト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ガムナール 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
7	果樹複合（りんご+もも）	80a	シナスイト 20a、ふじ 40a、あかつき 10a 川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
8	果樹・野菜複合（干し柿+アスパラガス）	60a	干し柿 40a、アスパラガス（半促成）20a	1.0	1.0	2,500	3,200	
9	野菜（夏秋いちご専作）	20a	夏秋イチゴ（高設）20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
10	野菜（すいか専作）	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
11	野菜複合（トマト+きゅうり）	30a	トマト（雨よけ）20a、キュウリ（夏秋）10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
12	野菜複合（葉野菜）	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
13	野菜複合（ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう）	190a	ブロッコリー（初夏まき）50a、リーフレタス 70a、ほうれんそう（雨よけ）70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ホレソウは20aを3.5回転
14	花き（きく施設+露地）	55a	施設（7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a）、露地（9月出荷 25a）	1.0	1.0	2,500	3,700	
15	花き（トルコギキョウ+ストック）	35a	トルコギキョウ（普通）20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
16	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p>
-------------------------	---

注1）本指標は、長野県農業経営指標（平成28年版）値を参考として設定しました

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

農業地帯区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	55%
水田地帯	70
園芸地帯	60
山間農村地帯	35
県全体	60%

市町村別の地帯区分については、別表のとおりです。ただし、広域の合併が進んでおり単一の地帯とみなすことが適当でない市町村においては、地区ごとに営農実態に合わせた集積目標を設定することが望ましいです。

2 地帯区分別の集積促進について

(1) 都市近郊地帯

この地帯は、混住化等都市化の影響が著しい地帯であり、経営規模が小さく自給的農家率が高いです。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、集団的な優良農地の確保に努めるとともに、消費地に近いという特性を生かした個別経営体による果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図ります。

(2) 水田地帯

この地帯は、兼業化が進んでいるものの、経営規模が比較的大きく、農用地の流動化や農作業受委託は県下で最も進んでいる地帯です。

今後は、個別経営体・組織経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆・飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、農用地の流動化や農作業受委託の一層の推進により、水田の有効活用と経営の合理化を

図ります。

また、兼業化の進行等により当面十分な中核的経営体の確保・育成が困難な地域にあっては、実情に応じて効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進めます。

(3) 園芸地帯

この地帯では、果樹・野菜・きのこ・花き等多様な品目の産地が形成されています。

今後とも、個別経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、産地の維持・拡大に努めます。

また、畜産、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制などを整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促進します。

(4) 山間農村地帯

この地帯は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域の特色を生かした新規参入者等の担い手の確保対策や、標高差等の地域の立地条件を生かした特色ある農業の振興、地域特産物、観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、中山間地域等直接支払制度等の活用により遊休農地の発生を防止するとともに、担い手が確保されるまでの間、農用地と農業生産を維持するための市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人、農地利用集積円滑化団体等による支援体制の整備を図ります。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

長野県農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、人・農地プランの実践を通じて、力強い農業構造を創るための取り組みの活動を支援・助長するとともに、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業など農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

(1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、市町村が主体となって、各地域の特性を踏まえた営農類型に即した中核的経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図るとともに、農用地利用改善団体等が行う調整活動を営農支援センター（地域農業再生協議会）が支援し、中核的経営体への農用地の利用集積を推進します。

また、農業委員会系統組織は、あっせん活動等の推進を通じて農地情報の収集管理及び農用地利用集積計画作成への参画等に取り組むものとし、農業協同組合及び土地改良区等は、農用地利用集積計画作成申し出制度を活用する等営農支援センター（地域農業再生協議会）の構成機関それぞれが協力して本事業の円滑な推進を図るものとします。

(2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業

農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市町村が主体となって、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体や関係機関・団体との連携を図り実施するとともに、制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の一体的な推進を図るものとします。

(3) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、市町村が中心となって、農地利用集積円滑化団体や関係機関・団体との連携を図り、市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関の機能を活かした役割分担により、中核的経営体への農用地の面的な集積の円滑な促進に努めるものとします。

(4) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話し合いによる合意形成を通じて、中核的経営体への農用地利用の集積を進めるため、土地利用型農業が主である集落で、中核的経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落について、営農支援センター（地域農業再生協議会）との連携を図りつつ、営農組織の育成や農用地利用改善団体の設立を目指すとともに、中核的経営体への農用地の利用集積や作付地の集団化及び機械・施設の共同利用等の自主的な取り組みを促進します。

特に、十分な中核的経営体の確保・育成が当面困難な地域にあつては、多様な農業者が参画して農作業等を補完して営農する体制等、効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織を育成し、当該組織の特定農業団体の設立及び特定農業法人化を進めます。

2 青年等の就農促進の推進方策

県内就農情報の総合的な発信や、Iターン・Uターン者の誘致に積極的に取り組む市町村・JA等への重点的な支援などにより、新規就農者の確保を促進します。また、地域段階の研修体制や支援体制の充実を図り、親元就農者による経営の継承や新規参入者の就農後の技術力・経営力の向上を支援します。

(1) 円滑な経営継承への支援

生産基盤を持ち早期に経営安定が可能な親元就農者に対し、先進農業者の魅力を動画等で発信し就農意欲の向上につなげるなど円滑な就農を支援します。また、家族経営体における第三者継承や農業法人経営体における次代の経営者への円滑な経営継承に対する支援について検討を進めます。

(2) 教育委員会等と連携した若者の将来の就農に向けた支援

農業高校生等を対象とした説明会の開催やキャリアアップに向けた指導等を、学校、地域、農業団体等と連携して行うとともに、カッコいい農業者像などを子ども達に向けて発信し、将来の就農に向けた意欲の向上と定着を図ります。

(3) ステップアップ方式による新規参入希望者に対する就農支援

市町村・JA等と連携し、就農相談から体験・研修、就農までをステップアップ方式で支援することにより新規参入者の定着と技術力・経営力の速やかな向上を図ります。

また、「デジタル農活信州（情報発信システム）」の活用などにより、新規参入希望者に向けた地域情報、支援制度など市町村・JA等からの情報を県が総合的に発信します。

加えて、市町村・JAによる新規参入者の確保目標の明確化や支援体制の充実を図るとともに、対象を明確にした相談会（品目ごと、女性対象等）の開催等により新規参入者を確保します。

あわせて、市町村・JA等関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、技術習得や農地、機械・施設、住宅、資金の確保等、地域での円滑な就農を支援します。

（４）市町村・JA等と連携した研修体制等の充実

Uターン者や新規参入者が実践的な就農研修を行えるように、市町村・JA等と連携して、新規就農里親研修の充実を図るとともに、市町村やJA出資法人等が実施するインターン制度などの取組を支援します。

また、新規就農者の就農後の早期経営安定を図るため、研修会の開催等により生産技術及び経営者としてのスキルアップを支援します。

さらに、次代を担う意欲ある新規参入希望者や農業後継者等に対し、研修段階から経営確立まで、関係機関が連携して支援するとともに、必要な資金調達を支援します。

3 青年等の就農促進の推進体制

（１）県

就農計画の認定及び基金の指導監督を行うとともに、就農促進に関わる総合的な連絡調整を行います。

（２）農業改良普及センター

学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

（３）農業大学校

研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修教育を行います。

（４）公益社団法人長野県農業担い手育成基金

就農支援資金の貸付け、新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と

就農相談、無料職業紹介事業、青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動を実施するほか、基金独自の事業として、親元就農者支援事業、研修費助成事業等を実施し、青年等の就農促進の総合窓口としての機能を発揮します。

(5) 農業会議及び農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

(6) 農業協同組合等

長野県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会長野県本部並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

(7) 公益財団法人長野県農業開発公社

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、就農初期段階における経費負担の軽減等を図るための支援を行います。

(8) 市町村

農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

(9) 農業信用基金協会

農業協同組合等金融機関が青年農業者等に行う農業制度資金の貸付けに対して債務保証を行い、認定就農者への融資の円滑化を図ります。

(10) 農業経営者協会及び農業法人協会

新たに就農しようとする青年等の農家研修を積極的に受け入れるとともに、地域における就農前後の青年等に対して適切な助言指導等を行います。

4 農地利用集積円滑化事業

(1) 推進方針

農地利用集積円滑化事業の推進に当たっては、地域の関係機関が農用地の利用集積の方向性を一にし、連携と役割分担により農用地の利用集積を促進する

ことが重要です。

このため、市町村が中心となって、農地利用集積円滑団体と関係機関が連携・調整する場を設け、幅広い視野と客観的な視点に立って、地域全体としての望ましい農用地の利用や農業構造の実現に向けて、各機関の機能や役割を發揮できる体制を整えることにより、一体となって農用地の利用調整に取り組むものとしします。

またその実施に当たっては、県農業開発公社の実施する農地中間管理事業との十分な調整を図るものとしします。

(2) 支援体制

長野県農業再生協議会を中心に関係機関・団体が連携して、営農支援センター（地域農業再生協議会）及びその構成機関・団体への助言・指導等を行い、体制整備と農地利用集積円滑化事業の円滑な実施を支援するものとしします。

(3) 支援施策

県は、農地の利用集積を促進するため、市町村段階の体制整備や関係機関における農地情報の共有化を支援するとともに、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施、農地地図情報システムの活用等の関連施策の活用について、必要な助言・指導を行います。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

1 農地中間管理機構の名称

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4の規定により設置する農地中間管理機構は、公益財団法人長野県農業開発公社とします。

2 農地中間管理機構の事業範囲

公益財団法人長野県農業開発公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に定めのある事業を行います。

- (1) 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) 農地売買等事業により買入れ農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他事業